

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県

2 構造改革特別区域の名称

三重県ITスペシャリスト育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

三重県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本県産業の特徴

本県では、中部と近畿の二大都市圏の中間に位置する地理的優位性や、中部新国際空港及び第二名神高速道路などの高速交通網の整備による交通、物流の拠点性を活かして、現在、クリスタル（液晶関連）、シリコン（半導体関連）、メディカル（医療・健康・福祉関連）の3つのバレー構想に基づいた企業誘致を推進している。

亀山市へのシャープ株式会社をはじめ、日本をリードする力強い企業が多く立地し、製造品出荷額が全国10位（「平成15年工業統計」経済産業省）となっており、「ものづくり」産業が県内経済を牽引しているといえる。

(2) 若者の雇用対策

本県では、平成16年度から「若年者雇用支援プログラム」を施策の重点として位置づけ、国と県で一体化して運営している「おしごと広場みえ」における若者の雇用支援機能を拡充しているところである。

生徒・学生、さらには既卒者を対象に、キャリア教育やインターンシップの推進を図りながら、職業観・勤労観を醸成するとともに、雇用関係情報の提供や職業紹介、職業相談等も含めて、総合的な支援に取り組んでいる。

また、県内企業が望む即戦力となる人材を育成するために、各機関と連携を図りながら、若年求職者が専門的な知識や技能を身に付けることができるよう、職業訓練の機会等を提供している。

(3) 産業人材の育成

科学技術の高度化や情報化の進展、サービス経済化など社会や経済が急速に変化しているなかで、本県の高等学校等における職業に関する学科・コースにおいては、社会的ニーズに応えることができる人材を育成するために、教育内容の改善・充実に努めている。

今後ますます少子化が加速し、若年労働人口が大幅に減少していくなかで、各学校においては、一人ひとりの個性や能力を最大限に引き出すことができるよう、個々

の職業能力の開発を積極的に支援していくことが求められている。

こうしたなかで、本県においては、若者の職業能力開発を進めていく上で最も強みとなりうるIT関連の資格取得を向上させることができるよう、教育環境の整備を図る必要があると考えているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) ITスペシャリストの育成

本県の今後の産業動向としては、IT技術の進歩を背景とした知識・情報産業が一層盛んになっていくと予想されており、高度な情報処理技術を兼ね備えたITスペシャリストを育成していくことは、人材育成の一つの方向性として重要であると考えている。

質・量ともに充実したITスペシャリストを育成するためには、情報処理技術に関する国家資格の取得を促進することが有効な手だてであると考えられるが、なかでも入門的な試験に位置づけることができる初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格対策に取り組むことは、学習者側のニーズにも合致し、効果が高いと考えられる。

したがって、当該特例措置を活用することにより、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図ることが可能となれば、ITスペシャリストを志す若者を増加させることにつながることは確実である。

(2) ITスペシャリスト育成基盤の整備

当該試験については、コンピュータの基礎知識のほか、経営管理、財務会計、知的財産権等の関連法規まで、情報処理に関する広範な知識を体系的に学習することが求められている。

情報に関する学科・コースを設置する学校においては、これまでも当該試験の受験に向けて、一人ひとりの学習の到達度に合わせながら、力を発揮しやすい学習環境づくりに努めてきているが、難易度の高い試験であることから、その対策について、試行錯誤を繰り返している状況である。

当該事業を実施する学校においては、高度かつ広範な教育内容をこれまで以上にきめ細かに行うことが求められることになるため、指導方法等のより一層の改善・充実に努める必要が生じることになる。

また、当該学校の専門性の高い教育機能を活かし、先端技術の学習機会を他の教育機関や企業等の研修の場に提供するなど、県内におけるITスペシャリストの育成に向けた基盤整備を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 若者のIT関連の資格取得向上（職業能力の開発）

高等学校等における職業教育については、社会人・職業人として必要な準備教育としての役割を持つことから、生涯を通じて主体的に学ぶ意欲、態度を身に付けさ

せるためにも、専門性の深化を図ることを通して、課題解決能力や自己教育力の育成を図るよう進めていくことが求められている。

当該試験については、企業や大学等から高い評価を得ており、優遇制度が設けられるなど就職や進学に有利とされていることから、個々の職業能力の開発において広く活用されている。

また、当該事業を実施する学校においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るために、教育内容の整備がさらに進められることから、当該試験の合格率及び合格者数の増加が期待できる。

そこで、若者のIT関連の資格取得向上（職業能力の開発）につながることを大いに期待し、表1のように当該試験の目標値を設定し、本県学生の受験者数、合格者数、合格率の向上を目指して取り組んでいきたい。

表1 情報処理技術者試験の目標値（三重県：学生）

試験名	現状 (平成16年度実績)			目標値 (平成19年度)		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
初級システムアドミニストレータ試験	918	191	20.8%	970	291	30%
基本情報技術者試験	687	134	19.5%	740	222	30%

(2) 高度なIT技術を持った即戦力となる人材育成

科学技術の高度化や情報化の進展、サービス経済化が進むなかで、産業社会全体から求められる人材ニーズに対応し、ITスペシャリストを育成していくことは、特に重要視すべきものである。

全国的にみても、情報処理技術者に対する求人倍率は全職業に対する倍率の3倍（「職業安定業務統計 平成16年12月」厚生労働省）を越えており、質・量共に充実した情報処理技術者を育成することが求められている。

県内の高等学校及び専門学校の卒業生は、県内での就職を希望する割合が高く、当該事業を実施する学校も例外でないことから、IT関連の資格取得の向上により、県内における高度な情報処理技術者の増加や、多方面においてIT化を進めるうえで活躍できる人材の増加が期待できる。

現在本県が推進している「県民しあわせプラン」においても、一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会の実現をめざしており、目標の具現化に向けて、高度なIT技術を持った即戦力となる人材育成を積極的に進めていきたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 県内産業の活性化の促進

経済のグローバル化に伴う企業の構造改革が進展する中で、県内企業が海外と国

内での地域間競争に勝ち抜くためには、企業が競争力を維持、発展させるよう、先端的な新産業分野や市場ニーズの広がりに対応する分野に積極的に取り組むことが重要である。

当該計画の目標が達成されることにより、高度なIT技術を持った即戦力となる人材の確保が容易となることから、各事業所においては、先端のIT技術を駆使した経営革新、経営基盤の整備が進められ、新たな分野開拓や新規商品開発などを行うことが可能となる。

その結果として、県内企業の生産性の向上や付加価値の創出が促進され、IT関連企業やその他の企業が発展し、更なるIT需要を喚起し、IT関連産業の集積が促され、県内産業の活性化につながるものと期待できる。

(2) IT利活用の増加によるサービスの高度化

本県においては、全国に先駆けて県内全市町村にケーブルテレビ網が整備（平成16年度：世帯カバー率99.6%）されており、このような基盤やIT技術を活用して、さまざまな情報サービスの提供が可能となっている。

当該計画の目標が達成されることにより、地域の情報化に関わる人材を増やすことが可能となり、県民のIT利活用の向上に寄与し、サービスの高度化につなげることができる。

一例をあげるならば、事業所等においてITによる業務プロセスの見直しが図られ、手続の電子化等が進められることにより、県民に対して良質で低コストのサービスを提供することが可能となる。

このように、本計画の実現は、今後の人材育成の基盤となるITスペシャリストの育成を進めるために欠くことのできないものであり、本県の社会的安定と経済的発展に多くの成果をもたらすものである。

8 特定事業の名称

1131：修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132：修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特色ある教育の推進

- ・ 生徒が興味・関心に応じて、より深く学ぶことができるよう、社会人講師の招聘や大学等との連携授業の実施など、県内の高等学校における特色あるカリキュラムの実施を支援する。
- ・ 生徒が就業体験やボランティア体験等をとおして、働くことの意義や厳しさを

学び、生徒の適性に応じた進路設計について考えるキャリア教育を推進する。

- ・ 情報教育に関する環境整備を行い、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して、生徒の情報化社会に参画できる能力を育成する。

(2) 私学教育の振興

- ・ 公教育の一翼を担っている私立学校における、独自の建学精神に基づく多様な教育の推進を支援する。

(3) 多様な職業能力の開発と技能の継承

- ・ 若年者を対象とした基礎的技能の修得のための職業訓練や、さまざまな訓練ニーズに効率的に対応できるよう民間企業、専門学校等への委託による訓練を実施する。

(4) 戦略的な企業誘致

- ・ 県内の集積産業を軸にした地域産業クラスターを形成するため、バレー構想の充実をはかり、戦略的な企業誘致を推進する。

(5) 経営改革の支援

- ・ 情報化社会における中小企業の競争力をはかるため、電子商取引への取組やIT（情報通信技術）を活用した経営改革の取組を支援する。

(6) IT（情報通信技術）を活用したサービスの提供事業

- ・ 県民の利便性向上のため、県に対する申請・届出等のオンライン化を進め、個人認証に対応した電子申請・届出システムを開発する。
- ・ GIS（地理情報システム）の普及・活用を促進し、業務の効率化、迅速化、高度化をはかるとともに、地図を利用したわかりやすく付加価値の高い行政情報の提供を行う。

(7) 情報通信環境づくり

- ・ 電子申請・届出手続や各種情報サービスの提供をいつでもどこでも利用できるよう、高速大容量のケーブルテレビインターネット網の整備と利用を促進する。
- ・ 県の行政ネットワークの安定的運用と維持管理コストの削減を進め、利用業務の拡大と高度化・効率化を実現する。
- ・ 市町村、県、国を結ぶ総合行政ネットワークの整備を行い、迅速な文書交換や行政情報の共有化を実現する。

（三重県総合計画「県民しあわせプラン」基本事業より抜粋）

別紙

1 特定事業の名称

1 1 3 1 : 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三重県立宇治山田商業高等学校（三重県伊勢市黒瀬町札ノ木 1 1 9 3）

学校法人津田学園

津田情報ビジネス専門学校（三重県桑名市野田 5 - 3 - 1 2）

学校法人協栄学園

勢京ビジネス専門学校（三重県伊勢市一之木 4 - 1 5 - 1 4）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

別添参照

(2) 修了認定の基準

該当各講座において3分の2以上（津田情報ビジネス専門学校については4分の3以上）出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

宇治山田商業高等学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に当該校の科目（「情報概論」「情報処理」「簿記」「ビジネス情報」「原価計算」）を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、当該校に在学している者については、次に定める補習講座を受けることにより、初級システムアドミニストレータ講座における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達した者については、修了を認定する。

内 容	時間数
1 . コンピュータの種類と特徴 2 . エンデベットシステム	1

3 . データベース応用 4 . データ資源管理	1
5 . リスク管理 6 . ガイドライン	1
7 . 開発と取引の標準化 8 . 情報システム基盤の標準化	1
9 . 標準化組織 10 . エンジニアリングシステム	1
11 . ビジネスシステム 12 . 情報通信	1
13 . 労働 14 . その他の法律・倫理	1
合 計	7

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。

修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。

当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通知識を免除するものである。

本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながるとともに、IT関連産業やその他の産業の人材確保と集積促進等が期待されるところである。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等

について、本県が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。

なお、現時点において、当該事業の実施が可能であるのは県立高等学校1校、専門学校2校だけであるが、カリキュラム等の要件が整った教育機関等についても、追加して認定を得る予定である。

別紙

1 特定事業の名称

1 1 3 2 : 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

三重県立宇治山田商業高等学校 (三重県伊勢市黒瀬町札ノ木 1 1 9 3)

学校法人津田学園

津田情報ビジネス専門学校 (三重県桑名市野田 5 - 3 - 1 2)

学校法人協栄学園

勢京ビジネス専門学校 (三重県伊勢市一之木 4 - 1 5 - 1 4)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

別添参照

(2) 修了認定の基準

該当各講座において3分の2以上(津田情報ビジネス専門学校については4分の3以上)出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

宇治山田商業高等学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に当該校の科目(「情報概論」「情報処理」「簿記」「ビジネス情報」「原価計算」)を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、当該校に在学している者については次に定める補習講座を受けることにより、基本情報技術者講座における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達した者について、修了を認定する。

内 容	時間数
1 . コンピュータの種類と特徴	1
2 . エンデベットシステム	
3 . データベース応用	1
4 . データ資源管理	

5 . ネットワークソフト 6 . リスク管理	1
7 . ガイドライン 8 . 開発と取引の標準化	1
9 . 情報システム基盤の標準化 10 . 標準化組織	1
11 . エンジニアリングシステム 12 . ビジネスシステム	1
13 . 情報通信 14 . 労働 15 . その他の法律・倫理	1
合 計	7

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。

修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。

当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、基本情報技術者試験の午前試験科目に相当する講座の開設を認められた教育機関等において、当該講座の修了を認められた者が、修了を認められた日から一年以内に基本情報技術者試験を受験する場合において、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の知識を免除するものである。

本特例措置により、受験者の負担を軽減し、合格率の向上や合格者の拡大を図ることができる。このことにより、講座を開設する教育機関等の指導力の向上や生徒・学生の学習意欲向上につながるとともに、IT関連産業やその他の産業の人材確保と集積促進等が期待されることである。

当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出して認定を得ることとする。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかどうかを、経済産業大臣に協議するものとする。

なお、現時点において、当該事業の実施が可能であるのは県立高等学校1校、専門学校2校だけであるが、カリキュラム等の要件が整った教育機関等についても、追加して認定を得る予定である。